

貴協会のアミューズメントマシンにおいて提供される適正景品のガイドライン

<http://www.jamma.or.jp/siryous/siryous04/guide.pdf>

の1. 目的において、

次に掲げる物品等をゲームセンター等に設置されるアミューズメントマシンにおいて提供される景品として製造・販売・流通してはならない。

酒類、および酒をモチーフにした商品

偽造ブランド品や偽造キャラクターを使用したもの等、  
他社の知的財産権を侵害している物品類とありますが、  
のまネコ関連商品は、この2と9項に該当すると思われます。  
販売中止の指導はされないのでしょうか？

「のまネコ」に関する図形商標 米酒【商願2005 - 69972】

A. タイトーののまネコぬいぐるみのピンは米の文字のみ  
(酒ピンではない) なので規定には違反していないとのこと

---

商標番号 のまネコ H17-069971 , 米酒 H17-069972

- 1 文字商標だけでグッズの販売継続の上で問題はないのか？
- 2 どの部署から聞いたのか？ AVEX側の担当者は誰か？
- 3 ZENのHPを見たか？ ライセンス契約は、ZENなのかavexなのか
- 4 のまネコの商標登録は取り下げられているか？  
(タイトーは取り下げていない聞いた、と回答)  
avexの公式見解では「のまネコの商標登録取り下げはしていない」となっている。  
もし取り下げが行われたのなら、(C)のまネコ委員会の表示は虚偽になる。  
商標登録について消費者にはっきりと示して欲しい。
- 5 もし御社の商品がばくられた場合どのような対応(法的処置)をとるか？
- 6 タイトーはグッズの売り上げの寄付を検討しているとのことだが  
御社はそのような意向はあるのか？

html plugin Error : このプラグインを使うにはこのページの編集権限を「管理者のみ」に設定してください。

html plugin Error : このプラグインを使うにはこのページの編集権限を「管理者のみ」に設定してください。